

議案第88号

三田市監査委員の選任につき同意を求めるについて

三田市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 兵庫県三田市ゆりのき台三丁目

氏 名 肥 後 淳 三

平成24年10月23日提出

三田市長 竹内英昭

(提案理由)

平成24年10月22日付をもって、三田市監査委員 福田秀章氏の任期が満了したので、後任委員を選任する必要があるため。

(参考)

三田市監査委員一覧表

氏名	選任年月日	任期満了年月日
永徳克己	平成21年12月25日	平成25年12月24日

地方自治法

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に優れた識見を有する者（以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とするものとする。

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。